平成28年6月13日

第4回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

倉吉市長

それでは、本定例議会に上程されました諸議案につきましてその概要をご説明申し上げます。

今議会に上程されました議案は、

報告案件 5件

専決案件 1件

予算案件 2件

条例案件 4件

一般案件 2件 の合計14件であります。

## まず、報告第6号 平成27年度倉吉市繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するもので、一般会計14件、13億2,300万円余、下水道事業特別会計3件、7,000万円余を平成28年度へ繰越したものです。

次に、報告第7号及び報告第8号 議会の委任による専決処分について(損害賠償の額の決定について)であります。

報告第7号については、市職員の運転する公用車が、平成28年3月9日、巌城地内で、 視線誘導標に接触し、損害を与えたことによる損害賠償の額の決定について、3月24日に 専決処分を行ったものです。

報告第8号については、市名義の墓地内の樹木の枝が折れ、相手方の灯篭等に損害を与えたことによる損害賠償の額の決定について、3月25日に専決処分を行ったものです。

次に、報告第9号 議会の委任による専決処分について(工事請負契約の締結についての議決の一部変更について「成徳小学校教室棟改築工事(建築主体)」)であります。

平成28年1月13日に議決された成徳小学校教室棟改築工事(建築主体)について、試験杭施工の結果、大きな地中障害物が高密度に存在すること等が確認されたことにより、地中障害物による杭芯ずれ防止のため、掘削ヘッドをより大径なものに変更する等、666万4,680円増額する変更契約について、5月13日に専決処分を行ったものです。

次に、報告第10号 議会の委任による専決処分について(工事請負契約の締結につい ての議決の一部変更について「大坪住宅建替(第2期B棟)建築主体工事」)であります。

平成28年3月24日に議決された大坪住宅建替(第2期B棟)建築主体工事について、工事に支障となる地盤中の玉石除去及び軟弱土の改良を行うため、契約金額を877万9,320円増額し、工期を28日延長する変更契約について、5月25日に専決処分を行ったものです。

次に、議案第66号 専決処分について(倉吉市税条例及び倉吉市税条例等の一部を改 正する条例の一部改正について)であります。

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から、地方税法等の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴い、倉吉市税条例等に所要の改正を行うよう専決処分を行ったものです。

次に、議案第67号 平成28年度倉吉市一般会計補正予算(第1号)についてであります。

まず、熊本地震復興支援事業についてであります。

平成28年熊本地震の被災地の早期復旧・復興に貢献するため、人的・物的支援を行おうとするもので、200万円余を計上しております。

次に、旧明倫体育館他解体撤去についてであります。

旧明倫体育館及び倉吉ふれあい会館横の大会議室の解体撤去を行おうとするもので、 3,300万円余を計上しております。

次に、ドローン活用事業についてであります。

本市のPR動画を撮影し、情報発信を行うため、ドローンを購入しようとするもので、 50万円余を計上しております。

次に、放課後児童クラブ整備事業についてであります。

仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成を図るため、成徳小学校特別教室棟の図工室 を放課後児童クラブの専用室としようとするもので、設計委託料120万円余を計上してお ります。

次に、畜産・酪農収益力強化特別対策事業についてであります。

畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化するため、畜産クラスター計画に位置づけられた 事業を支援するもので、補助金1,570万円余を計上しております。 次に、語学指導等外国青年招致事業についてであります。

外国語教育の充実を図るため、市が雇用する中学校の英語指導助手を新たに2名増員するもので、780万円余を計上しております。

以上、補正予算の総額は1億9,700万円余の増額で、補正後の一般会計予算総額は、281億4,900万円余となります。

次に、議案第68号 平成28年度倉吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) につきましては、

平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険の運営を行うことになっており、その ために必要なシステム改修を行おうとするもので、500万円を計上しております。

次に、議案第69号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります。 特別職の職員のうち附属機関の委員及び専門委員の報酬額について、当該委員の職責及 び近隣自治体の状況等を勘案し、適正な支給額とするため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第70号 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び倉吉市公営 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

現業職員及び公営企業職員が地域手当支給地域で在勤することとなった場合に地域手当を支給することができるよう、所要の改正を行うものです。

次に、議案第71号 倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正についてであります。

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成28年6月1日に施行されたことに伴い、保育室等に設けられている避難用の施設等の基準が改められることから、本市においてもこれに対応するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第72号 倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、地域密着型通所介護が創設され、小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行されたため、地域密着型通所介護の基本方針を定めるよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第73号 工事請負契約の締結について (明倫小学校管理教室棟耐震補強(建築主体)工事)であります。

学校施設の耐震補強事業の一環として行うもので、5月23日に公募型指名競争入札を実施し、2億833万2千円で落札されたことから、この請負契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものであります。

## 次に、議案第74号 権利の放棄についてであります。

国土交通省が一級河川天神川改修(米積地区改修)事業に必要とする用地について、当該用地に設定された抵当権の一部抹消を行うため、東伯郡高城村の債権である大正8年11月17日国庫融資金を放棄するものです。

以上、今回提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よ ろしくご審議のほど、お願い申しあげます。